

一関地区広域行政組合管理者専決条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項で管理者において専決処分にすることができる事項を定めるものとする。

(専決の範囲)

第2条 管理者の専決事項を次のとおり定める。

- (1) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の1,000万円以内の変更
- (2) 法第96条第1項第13号に規定する組合の義務に属する損害賠償額のうち、1件50万円以内の額の決定
- (3) 条例の主旨に変更を及ぼさない範囲の字句の修正

附 則

この条例は、平成18年6月6日から施行する。